

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 神崎 浩之

- 1 日時
令和2年7月2日（木曜日）
午前10時0分開会、午後2時8分散会
- 2 場所
第5委員会室
- 3 出席委員
神崎浩之委員長、岩城元副委員長、名須川晋委員、千葉伝委員、米内紘正委員、小野共委員、佐々木努委員、千田美津子委員、木村幸弘委員、小林正信委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、福土担当書記、及川併任書記、中田併任書記、後藤併任書記
- 6 説明のために出席した者
保健福祉部
野原保健福祉部長、下山副部長兼保健福祉企画室長、
工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監、
中里子ども子育て支援室長、高橋医師支援推進室長、大内保健福祉企画室企画課長、
吉田保健福祉企画室特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監、
福土健康国保課総括課長、阿部地域福祉課総括課長、小川長寿社会課総括課長、
菊池障がい保健福祉課総括課長、浅沼医療政策室特命参事兼医務課長、
日向子ども子育て支援室特命参事兼次世代育成課長
- 7 一般傍聴者
5人
- 8 会議に付した事件
保健福祉部関係審査
(請願陳情)
受理番号第18号 東日本大震災津波をはじめ災害からの着実な復興とふるさと振興
の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願
(議案)
(1) 議案第2号 地域医療再生等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
(2) 議案第14号 いわて子どもプラン(2020～2024)の策定に関し議決を求めること
について

(請願陳情)

- (1) 受理番号第20号 東日本大震災被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請願
- (2) 受理番号第21号 被災者の医療費・介護保険利用料などの免除措置の継続を求める請願
- (3) 受理番号第22号 医療崩壊を防ぐために医師・看護師の増員を求める請願

9 議事の内容

○**神崎浩之委員長** ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程であります。当委員会に付託された請願陳情4件のうち、受理番号第18号東日本大震災津波をはじめ災害からの着実な復興とふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願については、当委員会及び総務委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて総務委員会との協議が必要になる可能性があることから、総務委員会委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

初めに、請願陳情の審査を行います。受理番号第18号東日本大震災津波をはじめ災害からの着実な復興とふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願を議題といたします。なお、当委員会の付託部分は、請願項目のうち2でありますので、項目の2について審査を行います。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○**大内企画課長** 受理番号第18号東日本大震災津波をはじめ災害からの着実な復興とふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願につきまして、お手元にお配りしております資料により、請願項目の二つ目について御説明いたします。

まず、1の保健所についてですが、本県における保健所の設置状況につきましては、(1)のとおり、県設置保健所が9カ所、盛岡市設置の保健所が1カ所となっております。

(2)は、保健所の設置根拠等ですが、平成6年に旧保健所法が地域保健法に改正され、平成9年4月に全面施行されたところでございます。従前、保健所の設置につきましては、人口おおむね10万人に1カ所を目安とされておりましたが、これを保健所の所管区域について二次医療圏や高齢者福祉圏域を参酌して設定することとされたものでございます。

(3)は、この法改正以降の全国の保健所数の推移です。表の一番右側でございますが、平成6年度におきましては全国で847カ所設置されていたところですが、令和2年度においては469カ所と4割強の保健所が減少したところでございます。

2ページをお開き願います。(4)は、6月10日に実施をしました本県の新型コロナウイ

ルス感染症対策に関する緊急要望でございます。医療提供体制の充実強化のため、保健所等における人材の支援等について要望をしております。

続いて、2の公的医療機関についてですが、公的医療機関の縮小への対応につきましては、各地域の調整会議において、現在の医療機関を維持することで合意または検討を進めているところでございます。

今後の方向性としましては、国の検討状況や動向を注視しつつ、感染症への対応も含めた地域医療体制の構築に向けた検討を進めるとともに、全国知事会等の機会を捉え、地域医療介護総合確保基金の活用等、必要な財政支援について適時適切に要望を行ってまいります。

3ページをお開き願います。3の新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置の状況についてですが、国においては令和2年度補正予算第1号により25兆5,600億円余が、補正予算第2号により31兆8,100億円余がそれぞれ措置されたところでございます。

県においては、令和2年度補正予算第1号により110億円余を、補正予算第2号により513億円余を、補正予算第3号により244億円余をそれぞれ措置したところでございます。

(2)は、6月4日に提出しました令和3年度国の概算要求に向けた全国知事会の提言でございます。各地域の防疫、医療提供体制の充実、強化に係る支援策のほか、地域医療構想実現に向けた財政措置等を提言しております。説明は以上でございます。

○神崎浩之委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○神崎浩之委員長 再開いたします。

これより意見書の検討に入るわけではありますが、総務委員会の審査状況によっては内容が変わることも考えられますことから、本請願の審査を一旦中断し、議案の審査を先に行うこととしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 それでは、さよう決定いたします。

次に、議案の審査を行います。

議案第2号地域医療再生等臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたしま

す。

当局から提案理由の説明を求めます。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 議案第2号地域医療再生等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案（その1）の3ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、既にお手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨であります。地域医療再生等臨時特例基金条例の有効期限を令和3年12月31日まで延期しようとするものでございます。

次に、2の条例案の内容であります。附則第2項に規定する条例の有効期限を令和2年12月31日から令和3年12月31日に延期するものであります。

基金の有効期限につきましては、厚生労働大臣の承認を受けた上で基金事業の延長が可能とされております。今般令和2年度における事業の延長実施が承認された事業がありますことから、過去の例と同様に、基金の精算期間を考慮して令和3年12月31日まで延期しようとするものでございます。

最後に、3の施行期日であります。公布の日から施行しようとするものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○神崎浩之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号いわて子どもプラン（2020～2024）の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○日向特命参事兼次世代育成課長 議案第14号いわて子どもプラン（2020～2024）の策定に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その1）の19ページをお開き願います。このプランの策定につきましては、さきの2月定例会におきまして、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第4条の規定により報告議案として提出させていただいておりますが、今般最終案を取りまと

め、同条例第3条第1項の規定により、策定に関し議決を求めるものでございます。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料により説明させていただきます。

まず、A4判の資料をごらんください。1、策定の趣旨でありますけれども、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画として策定するものでございます。

次に、2の根拠法令でありますけれども、いわての子どもを健やかに育む条例第11条の規定により策定するものでございます。

次に、3、プラン案の概要でございます。(1)、実施期間は、令和6年度までの5年間。

(2)、計画の目標は、記載のとおりとさせていただきます。

次に、(3)、推進する施策につきましては、アからエの4項目でございます。詳細につきましては、後ほど別添資料により御説明申し上げます。

次に、(4)、計画推進に向けては、アからウの3項目でございますが、この項目につきましても後ほど別添資料により御説明いたします。

次に、お配りしておりますA3のいわて子どもプラン(2020～2024)(最終案)の概要をお開き願います。左側、第1章につきましては、記載のとおりでございます。

真ん中、第2章、本県の子どもと家庭をめぐる状況でございます。12項目に取りまとめております。1から3が結婚、妊娠、出産に関する項目、4から7が子育て支援に関する項目、8が教育、9から10が要保護児童に関する項目、11が東日本大震災津波の被災児童支援に関する項目、12が自然災害の発生や社会経済環境の激変等に伴う影響についてということでございまして、近年多発しております自然災害や今般の新型コロナウイルス感染症の流行等を踏まえ、ひとり親家庭の子供の生活や児童虐待のリスクなどを注視していくことを記載しております。

右側、第3章、目指す姿及び推進する施策でございます。第2章の状況を踏まえまして、真ん中あたりにありますが、3、推進する施策を(1)から(4)の項目に整理し、(1)、子どもの健やかな成長の支援では、子どもの貧困対策や児童虐待の防止など、(2)、子育て家庭の支援では、ひとり親家庭の自立支援や子育てに関する相談体制、保育サービスの充実など、(3)、子どもを生む世代が安心できる環境づくりでは、結婚、出産、子育て等に関する切れ目ない情報提供、働き方改革や女性活躍支援など、(4)、東日本大震災津波からの復興の推進では、被災した子供や家庭のケアなどに取り組んでいくこととしております。

第4章、計画の推進に向けてでありますけれども、毎年度実施状況を取りまとめ公表すること、経済・社会情勢の変化等を踏まえ、柔軟に計画を見直すことを記載しております。

次のページですけれども、第3章、目指す姿及び推進する施策について、推進する施

策別に項目を記載しております。後ほど御確認をお願いしたいと思います。

最後に、A4資料にお戻りいただきまして、4、プランの策定でございます。今後県議会の議決をいただいた後、速やかに策定し、県民へ公表することとしております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**神崎浩之委員長** この際、審査の途中でありますが、総務委員会の請願審査結果が出ましたので、当委員会において中断しております請願審査を再開することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** それでは、さよう決定いたします。

休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**神崎浩之委員長** 再開いたします。

先ほど採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものがありますので、総務委員会と共同で今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。

当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**神崎浩之委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** ほかになければ、暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**神崎浩之委員長** それでは、再開いたします。

総務委員会においては、意見書案に対する修正はないとのことでございます。

ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって、受理番号第 18 号東日本大震災津波をはじめ災害からの着実な復興とふるさと振興の推進等のための地方財政の充実・強化を求める請願の審査を終わります。

次に、議案第 14 号いわて子どもプラン（2020～2024）の策定に関し議決を求めることについての審査を再開いたします。

先ほどの説明に対し質疑はありませんか。

○**千葉伝委員** 先ほど、いわて子どもプランの説明をお聞きしました。中身については 5 年の計画、そしてかなり緻密な計画であり、これからの子供を健やかに成長させていくという基本的な部分については特に言うことはありません。確認ですが、計画の実施状況です。毎年前年度の実施状況を取りまとめて報告するということですが、新型コロナウイルス感染症の影響がかなりあると思います。第 2 章の 12 に自然災害の発生や社会経済環境の激変等に伴う影響ということで、ここに 1 行、新型コロナウイルス感染症流行などの影響を受けやすい子どもの生活や虐待のリスクなどを注視していく必要があるという表現はあります。ただ、数年は影響が残るだろうと思いますので、今の段階から新型コロナウイルス感染症の影響の部分を重要視する必要があると思いますが、そのあたりをどう考えているのかお聞きしたい。

○**日向特命参事兼次世代育成課長** ただいま委員から御指摘のありましたとおり、新型コロナウイルス感染症関連で社会経済情勢がこれから大きく動く可能性もございます。今般のいわて子どもプランにつきましては、先ほど第 3 章の 3 の推進する施策の中で、(1)、例えば子どもの幸せ応援計画、これは子どもの貧困対策計画の名称になりますけれども、こういうものであったり、(2)のひとり親家庭等自立促進計画を個別計画として策定することになります。この中でもさまざまな施策を入れておりますけれども、このプランとしての見直し、それから先ほどの子ども、ひとり親、それぞれの計画の見直しも随時行うこととしておりますことから、今般は注視をしていくという表現をさせていただきます。

実際の取り組みに当たりまして、各種計画などの見直し、点検を実施いたしまして、必要な施策を展開していきたいと考えております。

○**千葉伝委員** いずれ私の言わんとするのは、今の新型コロナウイルス感染症という現状は、親から家庭、子供に対するさまざまな部分に影響があると思います。言葉上は注視していくという表現はあるにしても、ことしからもう少しきちっとした新型コロナウイルス感染症の対応、結果的にはその対策は同じになるかもしれないけれども、当然県だけではなく、市町村とか団体とか、いろいろなところと一緒に頑張って頑張ろうということになると思います。ぜひその計画もことしから 5 年かけてやってもらいたいし、新型コロナウイルス感染症は一過性の 1 年だけで終わるということではなく、その影響は

2年、3年続いていくことも踏まえながら取り組んでいくことが大事なことはないかと思うのですが、一言だけお願いします。

○**野原保健福祉部長** 委員から御指摘いただいた点も、我々実はすごく検討いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響があつて、最終案に至るまで、これは社会経済状況に大きく影響します。子供の貧困、特にひとり親、母子家庭への影響、またDVであるとか児童虐待のことも指摘されています。一方で、現時点ではDVや児童虐待が件数として目に見えて上がってきているという状況ではないのですが、きちっと注視をして、必要な対応を速やかに行わなくてはならないという認識でおります。そういう意味で、この最終案のところに新型コロナウイルス感染症の文言を加えさせていただきました。我々としていたしましては、子供の状況をきちっと丁寧に注視してまいりまして、虐待も含めて本当に必要な対応を行っていきたいと考えております。その趣旨は、この計画の中には入れさせていただいたというところでございます。

○**佐々木努委員** 私も今の千葉伝委員と全く同じ質問になるわけでありまして、今回の計画の策定期間がよかったのか悪かったのか、非常に微妙なタイミングで、もう最終案が固まった中で今の状況をどれだけ変えていくことができるのかということはある意味難しいことかもしれませんが、間違いなく、19ページ、20ページの本県の子どもと家庭をめぐる現状認識、ここが変わってくると思います。出生数もそうでありますけれども、婚姻数とか、あるいは子どもの貧困、DV、児童虐待、ひとり親の増加、これは間違いなく新型コロナウイルス感染症の影響も大きくかかわってくると思いますので、せっかくなので計画であれば、県政だけでなく国における最大の課題、問題である新型コロナウイルス感染症対策をこの計画の中に大きく取り上げて、強いメッセージを県民に送ることが必要ではないかと思えます。今現在は注視という言葉で精いっぱいだという、そういう認識もわからないわけではありませんけれども、しっかりと対応をするという文言に変えるべきではないかと思うわけでありまして、その認識をもう一度、お伺いしたいと思います。

それから、このいわて子どもプラン、これからどのように市町村も含めて県民に周知をしていくのか、どの計画もそうなのですが、これが本当に大事だと思っております。こういう計画ができたのだということもそうですけれども、その中身、一体何が今までと違って盛り込まれていて、これから県がどう子育て支援に取り組んでいくのかということをしつかりと県民に示す、そういう場といいますか、手法が必要ではないかと思えますが、今後のスケジュール等も含めて周知の計画について考えているところがあればお示しをいただきたいと思えます。

○**日向特命参事兼次世代育成課長** 委員から御指摘のありました内容につきましては、我々のところで検討する際にも、どういう表現にするのかということもさまざま議論があったところでございます。

一般的なひとり親家庭の支援、それから子供の貧困対策については、それぞれ取り組

みを記載させていただいているところですので、新型コロナウイルス感染症対策にかかわらずやはり貧困対策、ひとり親支援というのは重要な観点だと考えておりますので、そういう内容を踏まえて、これからも取り組みを進めていきたいと考えております。

それから、周知の方法ですけれども、やはり子供の貧困対策、それからひとり親支援につきましても、県、市町村のみならず、さまざま関係団体関わって支援を行っているという現状もございますので、岩手県子ども・子育て会議の委員を初め、NPO、それから支援団体等を通じて広く周知を図っていきたいと考えております。

○佐々木努委員 言葉を変えたから、変えないからということではなく、県としてこのような重要な局面に対応するために計画をどうつくって前に進めていくかをはっきりと県民に対して示す必要があると思うわけでありまして、言葉一つ、二つ変えるなんていうのは別に難しいことではないと思いますから、もっと積極的にこのコロナ禍における子育て支援を県としてどうやっていくかということをしつかりとこの計画に盛り込んで、県民に対して発信していくことが必要ではないかと思うわけでありまして、何か注視というと、非常に人ごとみたいに私には見えるわけでありまして、しつかりと対応していくという強いメッセージが県民には伝わらないのではないかと思いますので、その辺御検討をいただけないかと思うわけでありまして。

あと、今後の周知につきましても、今さまざまな手法でということでお聞きしました。いずれ関心のない人が多いというふうには、これは私も行政経験が長い中でよくわかっておりますけれども、そういう方々にどうやってこれを知ってもらおうかということが、何度も言いますが、どんな計画でも大事だし、特にこの子育て支援に関するいわて子どもプランというのは、これからの子供たちをどうやって育て、どう支えていって、そして次世代につなげていくかという大事な計画でありますから、より多くの方の目につく、関心を得るような周知の方法をしつかりと考えていただきたいと思います。その状況は、私も環境福祉委員会にいるうちはしつかりと見させていただきましますので、よろしくお願ひします。前段の件、もう一度答弁をお願いします。

○日向特命参事兼次世代育成課長 今委員から御指摘のありました事項を含めまして、改めて策定の際には言葉の使い方を含めて検討させていただきたいと思ひます。

○千田美津子委員 何点か質問したいわけですが、最初に今回のいわて子どもプランは2年前岩手県に子どもの生活実態調査を大規模にやられまして、私はそういった点で関係者の皆様の並々ならぬ努力と、こうした形でプランにつくり上げられたということに、本当に敬意を表したいと思ひます。そういうプランでありますから、いわて子どもプランの特徴はここなのだということを、いろいろ書いてありますけれども、どのように捉えていらっしゃるか。

それから、県として、子供たちに対する頑張るぞというその決意がどの辺にあらわれているのか、その点、まず特徴をお聞きしたいと思ひます。

○日向特命参事兼次世代育成課長 今委員から御紹介のありました岩手県子どもの生活

実態調査につきましては、今般のいわて子どもプランの中にも調査結果を盛り込んでいるところでございます。この子どもの生活実態調査で明らかになった課題、それから方向性をベースに、特に子どもの貧困、それからひとり親支援の部分について記載をさせていただいているところがございます。

子どもの生活実態調査で明らかになった課題と方向性につきましては、例えば子どもの教育の支援、それから相談先の周知と、仕事と子育ての両立など、そういう部分を盛り込んで作成をさせていただいているところがございます。特徴としてはそういうところかなと思います。

それから、決意というところですが、やはり最近の子供をめぐる状況であるとか、あとは支援を必要とする方々への対応ということが重要になってくるということでございますので、そういう部分の記載を厚くさせていただいているところが特徴と考えております。

○千田美津子委員 まさに答弁いただいた点が私も肝かなと思っております。ただ、子どもプランをめぐって見まして、例えば26ページの子どもの貧困対策の推進というところに出てくる子供たちの声というのは、学習支援、収入にかかわらず、約半数の子供たちが無料で勉強を教えてもらえる場所があったら通いたいと、それからそのうち8割以上が学区内での利用を希望しているわけです。また、27ページの子ども食堂についても同じ傾向で答えています。これらに対してしっかりと、今までも頑張っていて子ども食堂とかさまざまな形で県内でも広がってきているわけでありましてけれども、この子供たちの願いにしっかりと応えていくことが私は必要ではないかなと思います。

ただ、目標値ですけれども、30ページに例えば指標、学習支援事業に取り組む市町村数、現状値が2018年で21、それを33にすると。それから、子ども食堂など子どもの居場所づくりも市町村単位で全市町村が取り組めるようにするという、そこは大事なのですけれども、子供たちが望んでいるのは学区内で何とかやってほしいと。ですから、全市町村が1カ所やればいいということに満足しないで、これが今子供たちが最も必要とする、お金のあるなしにかかわらず、そこを引き上げることが岩手県の子供たちにとって非常に大事なことではないかと思うので、この指標が低いと言ったらいいのか、別の観点での目標値が私は必要だと思っているわけですが、その点どうでしょうか。

○日向特命参事兼次世代育成課長 子ども食堂の部分でございます。現在、まだ全ての市町村で実施されていないということもございまして。まずは、全ての市町村で最低限実施をしていただきたい。それから、その場所、箇所数につきましてもふやしていきたいということで、いわて県民計画（2019～2028）にもそういう記載をさせていただいているところがございます。

地域条件によって子ども食堂の設置がなかなか進まないということもありますので、県としましては子ども食堂を設置する際の設備等の補助なども予算措置しておりますので、これからもPRし、子ども食堂のネットワークを通じて対象箇所数をふやせるよう

に取り組んでいきたいと思っております。

○千田美津子委員 まずは全市町村で実施する、それはそのとおりでありますけれども、さっき言ったように、それがもっと前に進むように、設備の補助だけでない支援が必要ではないかと思うのです。

それで、今お話があった子どもの居場所ネットワークいわてがそういう活動をかなりやっていたらということなのですが、どういう状況にあるのでしょうか。

○日向特命参事兼次世代育成課長 現在ネットワークに加入をしている団体につきましては、令和2年2月現在ですけれども、29団体ございます。設立時が14団体でしたので、徐々に増加しております。

このネットワークの加入促進もそのとおり必要ですけれども、このネットワークが子ども食堂を設置する際のノウハウを皆様にお伝えするという役割も持っておりますので、このネットワークを通じてどういうやり方をすればいいのか、あるいは食品衛生の部分で注意すべき点はどういうことがあるのかなどをお伝えして、開設の支援をしていきたいと考えております。

○千田美津子委員 引き続きよろしく願いいたします。

二つ目でありますけれども、29ページの左下、経済的支援の中に、現状として就学援助世帯や母子世帯、父子世帯の保護者に経済的な支援制度の周知が行き届いていませんと書いています。それを周知を図るという対処方針にはなっていますが、この周知というのは文書を出すだけでは周知にならないですよ。やはり忙しくて、そういう家庭だからこそより綿密な優しい支援が必要なので、そこにそういう必要な情報が届くような手だてをぜひ検討していただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○日向特命参事兼次世代育成課長 情報伝達、それから情報を皆さんにお伝えをするための手段ということもあるかとは思いますが、現在は例えば広域振興局、保健福祉環境センターに母子・父子自立支援員を配置いたしまして、さまざまな相談、それから情報発信等に努めているところですが、これらに加えて、今年度当初予算で措置をいただきましたサポートセンターを今設置をしようとして調整を続けているところです。

こういうサポートセンターは、例えば土曜日あるいは夜間等も、毎日ではございませんが、開設をしまして相談を受け付けるなどということも想定しているところですので、そういう取り組みを通じて必要な方に必要な情報が届けられるように努めてまいりたいと考えております。

○千田美津子委員 引き続き今お答えになった点について、ぜひ強化をよろしく願いしたいと思います。

最後になりますけれども、31ページに児童虐待の防止のために市町村の体制強化が必要だということで、子育て世代包括支援センターと、それから子ども家庭総合支援拠点が挙げられていて、それが少しずつ拡大をしているようでありまして、まだまだ

広がっていない部分があります。一つは、子育て世代包括支援センターについて、県内の設置の現状についてお聞きをしたいと思いますし、活動状況についてもお聞きします。

○日向特命参事兼次世代育成課長 子育て世代包括支援センターの設置状況でございます。令和元年度までに設置をした市町村は12、それから今年度4月以降設置をした市町村が7、今年度中の開設を予定している市町村が8ありまして、トータルで27市町村という状況になっております。

実際の活動というところですが、母子保健の分野の中で支援が必要な方々を早期に発見し、必要な支援を行うという役割を担っておりますし、場合によっては児童虐待の早期発見という部分も担うところではございますが、通常の活動の中で発見した場合については、例えば児童虐待の案件については要保護児童対策協議会につながりというような役割を果たしていると考えております。

○千田美津子委員 今お話があったように、この子育て世代包括支援センターは児童虐待の発生を予防するための活動も非常に大きいし、それから妊娠期から子育て期にわたって総合的な相談とか支援を行うという点で本当に重要な役割を担っていると思います。ですから、残りの市町村についてもぜひ適切な指導、準備をされているのかもしれませんが、県内でまず全ての市町村に設置されるように、ぜひお願いしたいと思います。

二つ目に、子ども家庭総合支援拠点でありますけれども、県内の設置状況についてお聞きをいたします。これについては、要支援児童とか要保護児童への支援を含む子供家庭の支援全般を担うための拠点を市町村に設置するという点で、これも非常に重要な設置だと思っておりますが、この状況についてお聞きをいたします。

○中里子ども子育て支援室長 県内市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置状況についてですが、平成30年度は盛岡市で、昨年度は遠野市で設置をされまして、今年度は新たに宮古市、久慈市、矢巾町が設置いたしまして、合わせて現在5市町が設置しているところでございます。

また、来年度以降も設置を予定、準備をしている市町村がありまして、令和3年度末には9市町村になる見込みということでございます。

○千田美津子委員 9市町村ということでまだまだなので、いわて子どもプランの中でも非常に大事な役割を担う拠点でありますので、ぜひ県としても支援をお願いしたいと思っております。要望して終わりにしたいと思います。

○小林正信委員 先ほど要保護児童対策地域協議会の話があったのですが、その概要を教えてくださいたいのと、私も不勉強なんですけれども、地方公共団体が設置することだったのですけれども、岩手県のみでの設置なのか、各市町村でもこういった協議会が設置されているのかどうかというところを確認させていただきたいと思っております。

○中里子ども子育て支援室長 要保護児童対策協議会ですが、こちらは全市町村、そして県に設置をされているものでございまして、保護ですとか支援が必要な子供を地域に

においてさまざま民生委員さんですとか学校、そして児童相談所などが連携をして支援を行っていくための組織ということになっております。

○**小林正信委員** 全市町村に設置されているということで、ここの取り組みが非常に要保護児童の皆さんにとって救いで、ケース会議をやっているという認識なのですが、コロナ禍の状況で要保護児童もふえていくと思うので、NPOと連携してそういった部分の充実もお願いしたいと思います。あとは先ほどからもお話があった子どもの貧困や虐待に関して学校と連携していくということで、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの取り組みも非常に重要になってくると思うのですが、国の予算か何かでスクールカウンセラーの増員の予算が措置されたと認識しております。教育委員会の所管かもしれませんが、スクールカウンセラーの増員については今後どのようなようになっていくのかお伺いします。

○**日向特命参事兼次世代育成課長** 今、委員から御紹介のあったとおり、スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校、教育事務所に配置されている方々です。今年度は18人の定員で県内に配置されていると聞いているところです。多分18人定員ですが、勤務の都合上、実人数はもう少しいるのかもしれませんが、定員としては18人になっております。やはりかなりの数の活動実績、それから相談実績もあるようですので、引き続き設置できるように私どもも県教育委員会に対して働きかけをしていきたいと考えております。

○**小林正信委員** ソーシャルワーカーはわかったのですが、スクールカウンセラーについても情報があれば教えてください。

○**日向特命参事兼次世代育成課長** 済みません、その部分につきましては県教育委員会の所管ですので、申しわけありませんが今手元に資料はございません。

○**小林正信委員** 先ほどもおっしゃっていただいたように、家庭支援というか、伴走支援の部分もこのいわて子どもプランの大事な部分を担っていただく方ですので、人員の確保もお願いできればと思うところがございます。要望で終わりたいと思います。

○**神崎浩之委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。

受理番号第20号東日本大震災被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請願及び受理番号第21号被災者の医療費・介護保険利用料などの免除措置の継続を求める請願、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**富士健康国保課総括課長** 受理番号第20号東日本大震災被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請願及び受理番号第21号被災者の医療費・介護保険利用料などの免除措置の継続を求める請願について、お手元に配付しております資料により御説明申し上げます。

まず、1の一部負担金等免除の概要についてであります。①といたしまして国の財政支援の経過をお示ししております。平成24年9月30日までは、東日本大震災の被災者に係る医療費の一部負担金等の免除に要した費用は、各医療保険とも特措法に基づき全額国が補填しておりました。

平成24年10月1日以降は、特措法による国の支援が終了し、既存の一般的な特別調整交付金①の仕組み、下段イメージ図の左側の図の国の負担金のところですが、これに基づきまして基準を満たした場合には国から8割の財政支援を受けることが可能とされました。具体的には、箱囲みに記載しておりますが、免除額が一部負担金等の所要額の全体の3%、後期高齢者医療につきましては1%を超える市町村は、免除に要した費用の10分の8について国の特別調整交付金の交付対象となるとされているものであります。

続きまして、②といたしまして県の財政支援でございますけれども、特措法による国の全額補填支援の終了を受けまして、県内全ての市町村等が平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう、県では財政支援といたしまして特例措置支援事業費補助②と表記しておりますが、下段イメージ図でいきますと、塗り潰しの白抜きの県負担分のところに当たるものでございます。これを実施しているところで、現時点では令和2年12月まで支援を延長しているところでございます。

財政支援のスキームにつきましては、基本は下段の事業イメージ図の左の図のとおり、国の特別調整交付金①で支援される10分の8の残額である10分の2につきまして、県と市町村等で折半することとしておりまして、県がこのうちの半分、10分の1を補助しているものでございます。

免除割合が一定割合に達しなかったことによりまして国の特別調整交付金の交付対象とならない場合などにおきましては、事業イメージ図の右の図になりますけれども、市町村負担が10分の1となるように、県が支援事業②といたしまして10分の9を補助しているものでございます。

ただし、国民健康保険につきましては、国の交付金が該当しない場合には、事業イメージの真ん中の図になりますけれども、県の特別交付金によりまして10分の8を措置し、

残りの10分の2につきましては、県がさらに支援事業の②といたしまして半分の10分の1を市町村に補助しているところでございます。

いずれの場合におきましても、一部負担金等の免除に当たりましては、国の特別調整交付金の対象となるか否かにかかわらず、市町村の負担が10分の1となるように県が財政支援を行っているところでございます。

恐れ入ります、次のページに参りまして、2の免除証明書の交付状況でありますけれども、住まいが全半壊するなど免除要件に該当する被災者は、保険者が発行する免除証明書等を医療機関等の窓口にて提示することによりまして、一部負担金の支払いが免除される取り扱いとなっております。

免除証明書の交付状況は、表のとおりとなっております、令和2年3月末現在における四つの制度の交付人数の合計は3万1,901人となっております。

次に、3の必要経費ですが、県の支援に要する経費は、本年度の一般会計当初予算におきまして、合計で5億2,000万円措置されているものでございます。

次に、4の他の被災県の状況ですけれども、まず宮城県ですが、段階的にこれまで免除の範囲、対象者を縮小しておりまして、平成31年3月31日をもって全市町村で事業を終了しているものでございます。

また、福島県ですが、国民健康保険につきましては帰還困難区域等の13市町村において原発事故関連で国からの全額補助が延長されているほか、これに含まれない被災3市町について県の財政支援により免除措置を継続していると伺っているところでございます。

続きまして、5の他の医療保険制度の状況ですが、いわゆる社保と呼ばれる協会けんぽ、あるいは組合健保、そして共済組合などの被用者保険につきましては、既に免除措置を終了しているところでございます。

最後に、6の国に対する要望でありますけれども、被災市町村の国保財政につきましては依然として厳しい状況にありますので、国保財政の安定的な運営を図るため、国に対して十分な財政措置を講ずるよう要望しているところでございます。説明につきましては以上でございます。

○**神崎浩之委員長** これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**米内紘正委員** 医療費の窓口負担免除についての意見でございます。震災から10年がたとうとする中で、被災した方の中にも生活を力強く再建されてきた方々がふえてきているところでございます。

その中で、今回の請願受理番号第20号の中でアンケート調査の結果が書いてあります。通院回数を減らす、通院できない、分からないがあわせて69.3%に上った。そして、その4行下には生活費がやっとなです。できることなら免除延長希望します。医療費まで払えないという意見が書いてありますけれども、そのような方々に対しては引き続き医療費窓口負担というのは免除していくべきだと思っております。

しかしながら、最初に申し上げましたとおり、力強く立ち上がってこられた方々に関してはやはり、宮城県のように少しずつ一部所得制限等の条件を入れていったほうがいいのではないかと考えております。

請願受理番号第 20 号の下部のほうにも、人口減少等で多くの事業所で被災前の売り上げを確保できない状況、また新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞も家計を直撃していると書いてありますが、もう昨今の新型コロナウイルス感染症においては日本国全体、岩手県全体で困窮されている方が多い状況となっております。

その中で、全体の医療費を考えて支えていくためにも、被災されてしまった方でも力強く立ち上がってこられた方は、なるべく支える側に回っていくような措置が必要なのではないかというところで、私は今回、請願事項の中には被災された全ての方へと記載されておりますけれども、宮城県のように徐々に所得制限等を設けていったほうがいいのではないかという理由から反対をいたします。

○千田美津子委員 震災から 9 年たっているわけですが、しかし一方、沿岸地域の漁業を初め、コロナ禍以前にも大変な状況になっていると。それから、被災者の生活再建の状況を見ますと、ことしの 5 月 31 日現在で住宅再建ができた方は 63%にとどまっているのです。ですから、9 年、10 年たとうとしてもそういう状況にある、それに加えて今のコロナ禍の現状もあるわけですから、みんなでこの現状を支え合う、それがなければ通院をやめる、やめなければならないという被災者の声がいっぱいアンケートに込められておりますので、みんな厳しい中でありましてけれども、そういうときだからこそ継続すべきだと考えております。ということで、採択を主張します。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

1 件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第 20 号東日本大震災被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○神崎浩之委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 21 号被災者の医療費・介護保険利用料などの免除措置の継続を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をい

たします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定したこれらの請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めらるるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。

当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**神崎浩之委員長** なお、ただいま採択されました2件の請願は関連がありますので、一つの意見書にまとめたいと思っております。

ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただいておりますけれども、これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第22号医療崩壊を防ぐために医師・看護師の増員を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○**浅沼特命参事兼医務課長** 受理番号第22号医療崩壊を防ぐために医師・看護師の増員を求める請願について、お手元に配付しております資料により御説明申し上げます。

まず、1の本県の医師数及び看護職員数の状況ですが、(1)の医師数につきましては、厚生労働省の医師・歯科医師・薬剤師調査に基づく人口10万人当たりの医療施設に従事する医師数の推移を表示したものです。グラフの上の三角印の黄緑色の折れ線が全国、その下の線が岩手県の医師数の推移を示しております。また、このグラフの上に星印で表示しておりますのが、OECD加盟国の10万人当たりの臨床医数でございます。比較しますと、日本の医師数よりも100人ほど多いという状況になっております。

なお、OECDの統計につきましては、3ページの参考1にお示ししておりますけれども、今回比較に用いておりますのは、各国の数字を合計して国の数で単純に割り返し

た値でございます。

また、臨床医数の統計ですけれども、この定義については不明確でありますし、またこのデータの時点が国によって異なっている状況でありますので、単純に比較することは困難な状況と考えております。

資料1枚目に戻りまして、(2)の看護職員数につきましては、厚生労働省の衛生行政報告例に基づく人口10万人当たりの看護師、准看護師、保健師及び助産師の合計人数の推移を表示したものでございます。こちらの表につきましては、上のグラフが岩手県、次の赤い四角のグラフが全国の表示となっております。このグラフの下に星印で表示しておりますのが、医師と同様にOECDの統計から単純に平均した値でございます。

なお、途中、黒丸印で表示しておりますのは、OECDの統計に出てくる日本の看護職員数ですが、そのOECDの統計を比べますと日本が240人ほど多いという状況でございます。なお、こちらもOECDにおけるその統計の看護職員数という定義が不明であることなど、こちらも同様に単純に比較することは困難でございます。統計については、先ほどの3ページのところにありますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

続きまして、資料の2ページに参ります。2の令和3年度国の施策並びに予算に関する提案・要望でございますが、こちらは全国知事会において国に対しまして感染症などの危機的事象が発生しても医療提供体制が確保されるよう、地域で必要な医療の供給量を再検証し、政策に反映させるよう要望していくという状況について記載しているものでございます。

次に、3の本県における国への働きかけについてですが、県におきましては(1)の政府予算要望に加えまして、(2)に記載しております地域医療基本法の制定などに係る提言活動や、(3)に記載しております地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会によりまして提言活動など、医師の地域偏在や診療科偏在の解消に向けた活動を従前から継続的に実施しているところでございます。以上で参考説明を終わります。

○**神崎浩之委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**米内紘正委員** 医師と看護師に対する請願への意見でございます。

まず、適切な医療体制を提供するために医師増ということで、平成20年以降過去最大の医学部の定員の増が図られまして、この10年で7,700人から9,400人と医学部の定員が約20%ふえた状態でございます。

その中で一つお聞きしたいのですけれども、被災地、沿岸部の県立病院における常勤医師がこの10年どのように推移しているか、データはございますか。

○**浅沼特命参事兼医務課長** 申しわけございませんが、県立病院の沿岸部の医師の状況については具体の数字を持ち合わせていないところでございます。

○**米内紘正委員** ホームページに医療局のデータが記載されていましたが、沿岸部の県立病院の常勤医師は、ここ10年で167人から136人と20%減っているのです。医学部の定員が20%ふえたにもかかわらず、被災地の県立病院の常勤の医師は20%減っている。

つまり医師の増が、そのまま医療崩壊を防ぐことにはつながらないのではないかと、直結しないのではないかとという点が1点ございます。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の中で確かに医師不足、看護師不足ということが言われているのですけれども、一方で病院の3団体の調査によると赤字の病院が20%ふえたというデータ等もあります。今回の新型コロナウイルス感染症の影響がすぐさま戻るかどうかはわからない、このままこういう状況が続くかもしれないという中で、やはりすぐに医師をふやせば、看護師をふやせば適切な医療体制が強化できるというのは、少し安易なのかなと。そこにはもっと構造的な、抜本的な課題があるのではないかと。その中で今大幅にふやすことによって、例えば赤字の病院がたくさんふえてしまった、その場合それを補填するのは診療報酬でありまして、その社会費の負担は我々の未来の世代にかかってきてしまうものでございます。ですので、慎重に、どのようなところに偏在しているのかということを考えてながら、適切な体制を考えていかなければいけないのではないかと思います。

3点目は、大きく違和感を感じるところでございますけれども、請願事項の冒頭に国の責任で医療崩壊を防ぎとございます。ただ、医療法第1章第1条には国及び地方公共団体は、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならないと書いてあります。つまり国の責任で医療崩壊が起きるというロジックに関してですけれども、今回新型コロナウイルス感染症の感染拡大においても、なかなか国がスピード感のある対応ができない中で、県、市町村、そして地域の医療機関が果たした役割が物すごく大きかったというのは、国民の皆様の知るところとなったと思います。その中で我々県議会も、県の皆様方の昼夜にわたる努力を一番近くで見えてまいりました。その中で、我々は医療崩壊というのを知りません、国の責任ですと言ってしまうのは、今回地域で頑張ってくられた皆様方の努力を少し軽視しているのではないかと、ないがしろにしているのではないかと感じるところでございます。もちろん国の責任もあるのですけれども、この書き方だとどうしても全部国の責任、医療崩壊が起きるのは国の責任ですと、それは少し話が……。県の皆様方が、医師確保計画、看護職員確保定着アクションプランをつくって、増員だけではなく、どのように偏在をなくしていくかということを細かくアクションプランを立ててやっていただいている中で、増員はしていかなければいけないところもあると思うのですけれども、これを県として国に意見を提出するということに対しては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大があったからこそ、私は不採択、反対いたします。

○神崎浩之委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**神崎浩之委員長** 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。

当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**神崎浩之委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県子どもの幸せ応援計画（2020～2024）（仮称）の策定について、ほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○**日向特命参事兼次世代育成課長** 岩手県子どもの幸せ応援計画（2020～2024）（仮称）の策定につきまして御説明を申し上げます。

お手元の資料、岩手県子どもの幸せ応援計画（2020～2024）（仮称）の策定についての資料をごらんいただきたいと思っております。

本計画は、本年4月に公表いたしました岩手県子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、子どもの貧困対策を総合的に推進するため策定するものでございます。

まず、1の策定の趣旨ですけれども、本計画は岩手県子どもの生活実態調査報告書において明らかとなった主な課題及び今後の取り組みの方向性を踏まえ、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律の規定に基づく都道府県計画及び先ほど御議論をさせていただきましたいわて子どもプラン（2020～2024）の個別計画として策定するものでございます。

次に、2の計画案の概要についてでありますけれども、本計画の計画期間は令和6年

度までの5年間です。

本計画の基本目標につきましては、子どもが自分の将来に希望を持ち、幸せを感じることができるいわてとしております。この基本目標の実現に向け、本計画では以下の教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援及び被災児童等に対する支援の5つを重点施策として取り組みを推進してまいります。

添付しておりますA3判の資料、概要をお開きいただきたいと思います。左側につきましては、先ほど御説明を申しあげました岩手県子どもの生活実態調査の結果を記載しております。

中段、4の施策の内容をごらんください。まず、重点施策1の教育の支援についてでありますけれども、岩手県子どもの生活実態調査で明らかとなった子どもの授業の理解度や就学、学校生活等に関する課題に対応するため、学習支援の場の充実や各種支援制度の周知及び活用促進、相談体制の充実などに取り組みます。

重点施策2の生活の安定に資するための支援につきましては、子どもの家庭環境や居場所、朝食の摂取、世帯の住居、保護者への相談支援等に関する課題に対応するため、子どもの居場所の充実や食育の推進、住居の確保支援の推進、相談支援の充実などに取り組みます。

重点施策3の保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援につきましては、ひとり親家庭の保護者の就労や子どもの放課後の過ごし方、保護者の仕事と子育ての両立に関する課題に対応するため、保護者のスキルアップや就労の包括的支援の推進や保育サービス等の充実、仕事と子育ての両立支援の促進などに取り組みます。

重点施策4の経済的支援につきましては、子どもの医療機関の受診やひとり親家庭等の経済的な支援などの課題に対応するため、医療費助成の推進や包括的な相談支援の充実などに取り組みます。

重点施策5の被災児童等に対する支援につきましては、引き続き被災した子どもの安定した養育環境を確保することから、被災した子どもやその養育者等に対する教育の支援、生活支援及び経済的支援に取り組めます。

初めの資料、A4判にお戻りいただきたいと思います。最後に、3の策定スケジュールでございますけれども、本計画につきましてはこれまで岩手県子ども・子育て会議に設置された計画部会等において有識者に御意見をいただきながら検討を進めてまいりました。また、本年5月から6月にかけてパブリックコメントを実施し、広く意見をいただいた内容を踏まえ最終案を取りまとめたところでありまして、今月中に策定し、公表することとしております。

続きまして、岩手県ひとり親家庭等自立促進計画（2020～2024）の策定について御説明申し上げます。

お手元の資料、岩手県ひとり親家庭等自立促進計画（2020～2024）の策定についてを

ごらんください。本計画は、令和元年12月に公表いたしました岩手県ひとり親世帯等実態調査結果と、先ほどから御説明をしております岩手県子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、ひとり親家庭等に対する総合的、計画的な支援を推進するため策定するものです。

また、ひとり親家庭等自立促進計画につきましては、先ほど御説明を申しあげました岩手県子どもの幸せ応援計画と連携し、一体的に施策を推進することとしているところでございます。

以下、1の策定の趣旨でございますけれども、ひとり親家庭等に対する総合的、計画的な支援を推進するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく都道府県計画及びいわて子どもプラン（2020～2024）の個別計画として策定するものであります。

2の計画案の概要についてでありますけれども、計画期間は令和6年度までの5年間、本計画の基本目標は、ひとり親家庭等の親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できる地域社会の実現を目指すとしております。

この基本目標に向けて、本計画では以下の相談機能の充実、就業支援対策の充実、子育て支援・生活環境の整備、子どもへの支援の充実、養育費確保の促進、経済的支援の充実及び被災遺児の家庭の支援の充実の6つを推進方策として取り組みを進めてまいります。

添付しておりますA3判の資料、概要をお開きください。左側、ひとり親家庭等の現状につきましては、ひとり親世帯等実態調査の結果を記載しているものでございます。

中段5の計画の推進方策をごらんください。まず(1)、相談機能の充実についてでありますけれども、ひとり親家庭等のさまざまな困り事に対応できる環境の構築のため、包括的な相談体制の整備や伴走型の支援の促進、相談員の資質向上などに取り組みます。なお、包括的な相談体制の整備と伴走型の支援につきましては、この5、計画の推進方策全体に共通した取り組みとしているところでございます。

(2)の就業支援対策の充実につきましては、ひとり親家庭等の自立に向けた就業と生活の向上を支援するため、ひとり親家庭等のスキルアップや就業について包括的な支援の推進、子育てにやさしい職場環境づくりの実施、職業支援講習会等の実施などに取り組みます。

(3)の子育て支援・生活環境の整備、子どもへの支援の充実につきましては、ひとり親家庭等がいきいきと安心して暮らせる環境づくりのため、保育所の優先入所等に係る市町村への働きかけや住まいの確保の支援、子どもの居場所づくり支援などに取り組みます。

(4)の養育費確保の促進につきましては、子どもたちの未来をつくる養育費確保を促進するため、法律相談の実施や関係機関と連携した相談支援、情報提供の充実などに取り組みます。

(5)の経済的支援の充実につきましては、ひとり親家庭等の家計と生活を下支えするため、児童扶養手当の適切な支給や各種給付金等事業の実施、医療費の現物給付の実施などに取り組みます。

(6)の被災遺児の家庭の支援の充実につきましては、引き続き東日本大震災津波により遺児となった子どもたちの家庭を支援するため、経済的支援や家庭の交流の促進、被災した子どもの心のケアなどに取り組みます。

初めの資料にお戻りいただきまして、最後に3の策定スケジュールでございます。こちらの計画につきましても、岩手県子ども・子育て会議計画部会等の御意見をいただきながら検討を進めてまいりました。また、パブリックコメントを経て、今般最終案を取りまとめたところでございます。先ほどの子どもの幸せ応援計画とあわせまして今月中に策定し、公表する予定としております。以上で報告を終わります。

○**神崎浩之委員長** ただいまの報告に関する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**千葉伝委員** 今二つの計画が説明されました。先ほどのいわて子どもプランとも関連してくるということで、それを補完するというのか、この岩手県子どもの幸せ応援計画はより具体的な計画ということになると思います。いわて子どもプランでも申し上げたとおり、これからの岩手県の将来を担う子供たちをどうやって健康に育てていくかということが大きな岩手県の課題だし、それをきちっと補完していくような計画だと思えます。したがって、大事なものだという位置づけですので、私は5年の計画だけで本当にいいのかというような思いもします。将来岩手県を背負っていく子供たちをどう育てていくのかということであれば、もっと10年、20年先を見据えた計画というのも考えるべきではないかと思えます。

これまで岩手県子どもの幸せ応援計画の検討に当たってかなりの回数の計画部会を開催しています。貧困対策推進計画部会ということで、貧困対策だけの部会みたいな感じがするのですが、この部会の構成メンバーはどのようになっているのか。それから、5月から6月までパブリックコメントをやるということで、もう7月に入りましたから、6月までの途中でもいいですから、主な意見を御披瀝いただきたいと思えます。

○**日向特命参事兼次世代育成課長** まず、計画部会についてでございますけれども、岩手県子どもの幸せ応援計画(2020～2024)(仮称)の最後のほうになります。70ページをごらんいただきたいと思えます。こちらに部会の委員、それからオブザーバーの名簿を添付させていただいております。もともと岩手県子ども・子育て会議につきましては、子供の関係する団体、機関等で構成する親会議のようなものを設置しておりまして、今般の計画策定に当たりましてはこちらの部会の委員、それからオブザーバーの皆様から意見をいただいたところでございます。

岩手県ひとり親家庭等自立促進計画(2020～2024)も同様の内容となっておりますので、ほぼ同じということになります。

それから、パブリックコメントの御意見ですけれども、同じく資料の71ページをごら

んいただければと思います。ここに反映状況を一覧で記載させていただいておりますが、4件ということでございまして、内容といたしましては、少し記載が言葉として不足しているのではないかというような御指摘もありましたし、あとは子供の学習支援の場において大学生等の参加をさらに促進させるべきだというような御意見であるとか、あとは食育の関係で朝食の摂取が非常に大切なので、そういう文言を加えてほしいというような御意見があったところでございます。

○千葉伝委員 いろいろな方々から御意見をいただいてこういう計画をつくったというようなことだと思います。

ところで、素朴な疑問ですが、子供とは満何歳までなのですか。

○日向特命参事兼次世代育成課長 児童福祉法上のいわゆる児童という規定につきましては、18歳となっております。

○千葉伝委員 そうなると、小中高まで入るわけですね。それで、いわて子どもプランや、岩手県子どもの幸せ応援計画なりを進めるに当たっては、特に家庭学習なり食育を含めた学校の教育が大事になってくるのですが、保健福祉部と教育委員会との協議はどのようなやり方で進めたのか、今後どういう考え方なのかお聞きします。

○日向特命参事兼次世代育成課長 計画案を策定するに当たりましては、教育、それから労働、子ども福祉など関係部局で構成いたします連絡調整会議というものがあまして、そちらで意見をいただいているところでありますし、内容のすり合わせをしているところでございます。今後もその連絡調整会議を母体に毎年度の評価であるとか、総合調整等を図っていくこととしておりますし、例えば高校生につきましては最近各種奨学金、給付金などの制度も創設されておりますので、特にひとり親家庭なり貧困対策の必要な家庭等にきちんと情報が届くように、学校、それから教育委員会とも連携して進めていきたいと考えております。

○千葉伝委員 いずれそういった関係するところ、関係市町村、団体も当然あるでしょうから、いわて子どもプランと同様に考えながら毎年それを検証していくということで進めていただきたいと思います。

次に、いわて子どもプランのときもお話したのですが、新型コロナウイルス感染症の影響をしっかりと検証しながら進めていただきたいと思います。そういうお考えはありますか。

○日向特命参事兼次世代育成課長 岩手県子どもの幸せ応援計画（2020～2024）（仮称）の例えば62ページをごらんいただきたいと思います。ここは、ひとり親家庭等の経済的な支援の部分ですけれども、現状のポツの一つ目の最後のまたの部分でございましてけれども、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による社会・経済状況の変化に伴い、収入の減少など生活への影響が懸念されるというような現状は記載させていただいておりますけれども、今委員から御指摘のありました取り組み方向に従って、これからも計画推進を図っていききたいというふうに考えております。

○佐々木努委員 初めに、岩手県子どもの幸せ応援計画（2020～2024）（仮称）についてなのですが、この岩手県子どもの幸せ応援計画というネーミングについては、今定例会で初めて我々に示されたものでしょうか。もしそうであれば、こういう名称になった経緯と理由を教えてください。

○日向特命参事兼次世代育成課長 今般の計画の名称につきましては、当初は子どもの貧困対策推進計画というような内容にしようとしていたところでございますけれども、やはり計画の中に貧困というような名称が入っていくのはマイナスのイメージを持たれる方もいらっしゃるのではないかとということで、内部で検討いたしましてこういう名称を採用しようとしたところでございます。

○佐々木努委員 それは、計画部会から出たものなのか、県側から出たものなのか。そして、部会ではこの名称について何か議論があったのか、なかったのか。

○日向特命参事兼次世代育成課長 計画部会の委員の皆様にもこの名称を候補としてお示しをいたしまして、了承をいただいた上で採用しようとしているものでございます。

○佐々木努委員 これでいいのかもしれませんが、初めて見る方は何の計画かわからないはずですよ。岩手県子どもの幸せ応援計画という名称だけを見れば、普通の子育て支援計画なのかなと思ってしまいます。多分そういう意味からすれば、これからこの計画についてさまざまな取り組みを情報発信していく中で、幸せ応援計画（子どもの貧困対策推進計画）と入れないと、本当に県民の方々には理解されないのではないかと心配するわけですが、これからいろいろな情報発信をするたびに括弧何々にするのか、それともこの計画でずっと統一して、何の計画かわからないけれども、とりあえずこういう計画でこういうことに取り組んでいくということをこれから情報発信していくのか、その辺の考え方はありますか。

○日向特命参事兼次世代育成課長 今般お配りしている本体の表紙の部分につきましては、両方の計画名称を併記をさせていただいているところです。必要な方に必要な計画の取り組みが伝わらなければいけないという御指摘だと思いますので、そこはそのとおり注意を払っていきたいと思いますが、先ほど申しましたように貧困という言葉にマイナスイメージを持たれる方もいらっしゃるから、そこは工夫をしてこれから情報発信をしていきたいと考えております。

○佐々木努委員 問題は計画の中身と取り組みなのだと思うのですが、それがこういう計画の名称になったことによって逆にぼやけてしまったりしないようにしてほしいと思います。貧困対策を進めていくというのは当たり前の話であって、貧困という言葉がこの世の中からなくなるわけでは絶対になくて、むしろ例えば障がい者とか、障がいがある方がいい言葉ではないとか、障がい者の障がいがない言葉ではないとか、いろいろな意見があったり、そういう言い方を変えたほうがいいのかといった意見が今までもあったわけでありましてけれども、繰り返しになりますが、それをもやもやとしたことによって、その計画の趣旨が伝わらなくなることだけは絶対避けていただきたい。

特に初めて見る方は何の計画かわからない、そこは注意をしていただければと思います。

中身についてはこれまでも何回か検討させていただいているので、私はこのとおりでいいと思いますから、そこを留意していただきたいと思います。

○**神崎浩之委員長** 佐々木委員の質疑の途中ではありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**神崎浩之委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**佐々木努委員** この際の発言として3点お伺いをいたします。まとめてお聞きします。

参考までに聞くという意味もありますので、簡潔に答弁いただければと思います。結婚支援対策について、この間新聞紙上で全国の合計特殊出生率が発表されて、その中で婚姻数についても報告があったわけでありまして、岩手県は2019年は若干ふえたと。これは多分令和婚があったからだと思いますが、今新型コロナウイルス感染症の感染が広がっている状況なので、間違いなくこれから婚姻数は激減してくるのではないかと思うわけでありまして。そういう意味では結婚支援にますます力を入れなければならないというふうに思いますが、県が行っているi-サポ事業については、大分新型コロナウイルス感染症の影響を受けているのではないかと思います。この状況についてと、これまでの実績と現在のコロナ禍での運営の状況、それから特に今年度どのような強化をしていくのか、改めて取り組み内容を教えてください。

それから、児童相談所について、これも厚生労働省の発表だと、1月から3月までの相談件数が例年の1割から2割増加をしたと。新型コロナウイルス感染症の影響かどうかは定かではないということなのですが、岩手県でも調査が行われて、そして報告をした、そういう数字だったというふうに思うわけでありまして、岩手県の状況はどうだったのか、そして今どういう状況なのか、新型コロナウイルス感染症の影響が出ているのかどうか。

そして、これから感染拡大が続いていく中で、児童虐待が非常に心配されるわけでありましてけれども、その対策をどう講じていこうとされているのかお聞きします。

○**日向特命参事兼次世代育成課長** 結婚支援の新型コロナウイルス感染症の影響についてですけれども、i-サポから聞き取りをしたところによりますと、緊急事態宣言が発出された4月24日から5月6日にかけて、利用者に対し利用の延期等を要請しているということでございます。その影響でございますけれども、予約済みの来所日程を変更したものが12件、それから新規来所予約に対して延期を申し入れたものが15件となっております。

これらに加えまして、おでかけi-サポを実施しておりますけれども、釜石市、久慈市で各1回、一関市で3回、公共施設の閉鎖に伴って中止をしたというふうに聞いております。

5月7日以降につきましては、感染拡大防止に留意しながら通常どおり運営を続けていると聞いております。

それから、i-サポの実績でございますけれども、令和元年実績としましては年度中の結婚が23組46人、それから会員以外の方と結婚して退会した方が10名と聞いております。

それから、今年度の実施でございますけれども、令和2年度当初予算におきましてi-サポで使っておりますマッチングシステムを更新するという予算を措置していただきました。これを現在更新すべく、公益財団法人いきいき岩手支援財団でこれから公募をかけ、入れかえをしていくと聞いております。

また、会員獲得につきましては昨年度理美容組合等と協定を結んだところでございますので、また別な組合ともできないかというところで今検討を進めていると聞いております。

○中里子ども子育て支援室長 児童相談所における児童虐待の状況ということですが、先般厚生労働省から児童虐待相談対応件数ということで発表になったのですが、相談対応件数ということで事務処理件数、対処方針を決めるという事務処理を行った件数ということでございまして、こちらは全国で一、二割ふえている、本県でも3月はふえたという状況でございましたが、児童虐待の通告件数を各児童相談所にお聞きしたところ、今の段階ではふえているという状況にはないと聞いています。

そうは申しましても、児童虐待あるいはDVについては、自粛等がありますと増加することが懸念されるということが言われておまして、4月以降子どもの見守り強化アクションプランというのが国から示されまして、市町村ごとに学校や保育所、幼稚園等と役割分担をしながら、支援が必要な児童、そして妊婦の段階から状況を把握して、必要に応じて電話、訪問等により定期的に確認をします。それぞれの地域ごとに民生児童委員、そして自治会、子育て支援団体などにも協力をしていただきながら、見守り活動を強化して早期発見や防止に努めるということで市町村にも通知をいたしまして、対策の取り組み状況なども確認を行うということで取り組んでいるところでございます。

○佐々木努委員 児童虐待についてはふえていないということなので、今のところ安心はしたわけでありまして、問題はこれからだと思いますので、これまでも児童虐待の対応をとっていただいていることは承知しておりますけれども、引き続き機会を見て対応していただきたいと思います。

それから、結婚支援については新たなシステムを導入していくということでありまして、それに期待したいところではあるのですが、問題はこのシステムを使っていただく会員をどう確保していくかだと思っております。退会する人ばかりふえて、新規の会員はふえてこないというのは、何度も取り上げてお話ししていますが、やはりPRとか、そういうものにまだまだ不足があるのではないかと思いますので、引き続き、今協力企業なんかもどの程度になっているか承知していませんけれども、企業への働きかけも含

めて、とにかく会員をふやすことに全力を挙げていただきたい。そこからだと思うので、お願いをしたいと思います。

最後に部長にお伺いします。一般質問で出生数の減少、それから合計特殊出生率の大幅な低下、このことについて大分問題視をする議員の質問、そして議論があったわけがありますけれども、知事からはそれに対応する、これからこういう強い意思を持ってやっていくという明快な答弁をいただけなかったのではないかと考えています。このことについては、またいつの時点かで知事とは議論したいと思うのですが、部長として一般質問の中で危機感を持っているという答弁はされましたけれども、2年連続して大幅に出生数、合計特殊出生率が減少したことについて改めて所感をお伺いしたいと思います。

○野原保健福祉部長 昨日の一般質問でもこの点について御質問いただきまして、深刻に受けとめているという答弁をいたしました。確かにこの2年間、例えば2017年と2018年で岩手県の出生数の減少が、マイナス6.86%、2018と2019を見ますとマイナス8.42%。もう少し動向を見なければならぬのですが、見方によっては少子化もさらに進行しているというふうにも認識しておりまして、当然背景には20代、30代の女性の数がそもそも減っているという部分もあるのですが、やはり自然減対策をきちっとやっていかなくてはならないという思いを強くしております。やはりきちっと分析をしなくてはならないと考えています。

昨日も答弁の中で、まだ分析中なのですけれども、例えば本県の20代の有配偶率は比較的全国上位なのですけれども、30歳以上の有配偶出生率が全国でも下位にあるということもございます。もちろん結婚、子育て、仕事と家庭の両立、働き方改革、男性も含めて、そういったようなこと、また労働時間もあると思います。トータルでやっていかなくてはならないのですけれども、今申し上げたような分析をさらに進めまして、やはり岩手県としての課題、網羅的にやっていく中でも、特に今後注視、注力をしなくてはならない世代、施策についてさらに吟味をさせていただいて、できるものであればもう来年度当初予算に盛り込むぐらいの形で検討を進めて、この施策に真剣に取り組まなくてはならないという決意のもと、進めていきたいと考えております。

○佐々木努委員 部長においてはそういう強い思いを持って取り組んでいただいているのだと思いますし、この4月から子ども子育て支援の機能を強化したということで、それも一つの意欲のあらわれかと思いますが、何度も言いますけれども、問題は何をどうやっていくか、行動だと思うのです。頑張りたいというだけでは前に進まないと思いますので、この検証、研究を早急に進めていただいて、何がどう足りないのか私個人の思いからすると、大体答えは決まっていると思います。研究してもしなくても出生数の減少の答えというのは大体もう決まっています、もっと早くからいろいろ、他県のようにいろいろと手を打っておく必要があったのだと強く思っています。今部長からは来年度にできるものは盛り込んでいきたいという話ですが、早急に他県の取り組みの状況、もっと世界に広く目を向けたそういう取り組み、岩手県だからできる、このコロナ禍で岩

手県が唯一感染者が発生していないという、そういう強みを生かすとか、そういうことも含めた総合的な子育て支援策を早急につくり上げていただければと思います。後でまたじっくり一般質問等で議論させていただきますが、衝撃的な数字がまた公表されたから、県民の方々も非常に心配をしているし、我々も一体どうなっているのだという思いでいますので、その辺をしっかりと担当部として取り組んでいただければと思います。

○米内紘正委員 私からは、新型コロナウイルス感染症対策について、大きく2点お聞きします。

1点目ですけれども、先ほどお昼のニュースでも東京都で新たに100人以上の感染が確認されたということで、5月2日以来の3桁という記事がございました。こうなってくると、第2波への備えというのをより明確にオペレーションを決めておかなければいけないのかなと思うのですけれども、多少通告の順番が前後しますけれども、まず新型コロナウイルス感染者の重症度、あるいはその方が持っている持病の重症度に応じて患者の振り分け、例えば盛岡圏域でどこどこであったり、どれぐらいの症状だからどこどこに行ってくださいとか、そういう県全体ではなくて、圏域内での患者振り分け機能の調整というのは、誰がどのように判断して、どのように調整するかというところが1点目でございます。

2点目は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザなのですけれども、これから秋、冬と、インフルエンザの感染が広がってきた場合に、どちらも似たような症状になってきた中で、どのように切り分けて対処していくかという明確なオペレーションについてお聞きします。熱が出た場合にインフルエンザかもしれない、新型コロナウイルス感染症かもしれない、熱が出た方はもう全てインフルエンザかもしれない等どう切り離して検査に持っていくのか。秋、冬以降の明確なオペレーションを改めてお聞きいたします。

3点目は、現在病床を確保している受け入れ病院では、全国で8割、東京都だと9割ぐらいの病院が赤字になってしまっているという報道でございます。この中で国は診療報酬の点数を2倍、3倍にすることで対処しようとしていますけれども、それでもその中で患者数自体が減ってしまっていく中で、県として赤字病院に対してはどのような対応、対策を講じていくのか、3点お聞きします。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 患者の入院先の調整につきましては、原則二次医療圏内で行うこととしております。保健所主催の管内の医療関係者の会議等におきまして重症度に応じた医療機関の役割分担を行っておりまして、保健所が患者の症状に応じて入院先を決定することとしております。

なお、二次医療圏内において対応が困難な場合におきましては、県庁に設置しております入院等搬送調整班が調整するということになっております。

また、持病等がありまして特別な配慮が必要な方につきましては、それぞれの専門家

の意見を聞きながら入院等搬送調整班が調整をすることとしております。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 インフルエンザと新型コロナウイルス感染症ですけれども、症状が非常に似ている、あるいは感染経路が似ているということで、一見しては判別できないと思われまます。検査につきましては、インフルエンザの抗原検査、そして新型コロナウイルスの検査、それぞれ同じ鼻咽頭からぬぐい液をとって、それを検査にかけるわけなのですけれども、インフルエンザに関しましてはそのまま、検査キットがございますので、その検査キットに液を垂らすと。それとは別に、新型コロナウイルスの検査キットも現在承認されましたので、同時に同じ液体から検査をすることが可能になります。あるいはPCR検査にそのままつなげてもいいのですけれども。そういった形でそこでインフルエンザなのか、あるいは新型コロナウイルス感染症なのかというのを区別することになりますので、それまでの間若干30秒ですとか、PCR検査にかける場合は何時間かになりますけれども、その間については安静にさせていただいて、その上で診断が確定してからインフルエンザに対する治療あるいは新型コロナウイルス感染症の治療と、そこで切り分けられるという格好になるかと思えます。

まずは、今回一般質問でも御答弁したのですけれども、ワクチンの投与、それからこの冬、実はインフルエンザが非常に少なかったのですけれども、それは恐らく新型コロナウイルス感染症の予防ということでマスクあるいは手洗いといったものの成果なのかもしれないけれども、そういったものを複合的に周知を図りまして、インフルエンザの発生、流行を低く抑えるということが大切だというふうに考えております。

それから、2点目ですが、赤字の医療機関の話でございますけれども、委員御指摘のとおり、医療機関の収支というのは診療報酬が原則でございます。診療報酬におきまして、国では今まで診療報酬を、2倍、3倍と引き上げてまいりましたけれども、当然入院患者がいる場合ということになりますので、患者が発生していない岩手県ではそういった診療報酬では対応できないということになります。

そのほかに経営悪化の要因として挙げられますのが、感染症リスクに対応するためのコストが今上がっておりますので、コスト増に対する設備整備等々については先般議決いただいた令和2年度第3号補正予算等々で対応することとしております。

それから、患者の受け入れのための空床確保の予算につきましても令和2年度第3号補正予算で措置をしているところでございます。

それから、医師の判断によりまして手術とか検査を延期している場合がございます。これについては、一時的な延期ですので、今後それは戻ってくるものと承知しております。

一番問題なのは、患者の受診控えでございますが、こちらについてはなかなか県としても予算等々で措置するのは難しいと思っておりますが、受診控えが後々重症化といたしますか、あるいは検査を控えることによって疾病が見つかることになると、逆に言えば

最大の損害と考えられますので、これまであまり県としてはやってこなかったのですが、適正な受診といいますか、検査の受検といいますか、そういったものを呼びかけていきたいと考えております。

○米内紘正委員 岩手県で何人ぐらいのインフルエンザ患者が出るかは私もわからないのですが、インフルエンザに関しては、もちろん感染が拡大しないというか、流行しないのが一番喜ばしいのですが、これから経済活動が再開される中で、もし同時並行でインフルエンザもふえていってしまった場合、検査量にしても業務量にしても、爆発的に増加してしまい大変な混乱が出ると思うので、しっかりとしたオペレーションを確立しておいてほしいと思います。

昨日の一般質問でも出ておりましたけれども、保健所機能の強化についてお聞きします。昨日は、広域振興局からも応援体制が構築できているということだったので、現時点で保健所の保健課やその他の企画管理部門との協力体制だったり業務分担、OBの方が1名増員されたという話もありました。その中で政府から4月4日に保健所体制強化のためのチェックリストが出ていると思うのですが、かなりの部分が外部委託オーケーになっていたり、事務職員による支援が許されていたり、やってくださいということになっているのですが、現状この辺が保健課のほうで回っているのか、あるいはもう既にそこに何人も応援体制ができていて、事務処理、事務仕事をほかの方がやれるようになっているのかどうか、具体的なところを人数も含めてお聞きします。

あと、今いろいろ問題があったところですが、国でもHER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム）の運用が始まっているところで、現時点では新型コロナウイルス感染者は岩手県で出ていないのですが、県内における活用状況といいますか、どのような現状になっているかお知らせください。

○下山副部長兼保健福祉企画室長 私からは、最初の保健所内の連携等についてお答えさせていただきます。

保健所では、保健課、保健師等の負担軽減が大きな問題になるわけですが、このために事務部門で対応可能なものは可能な限り事務部門で対応していくという方針のもとに、例えば検査検体の搬送でありますとか、それから広域振興局では新型コロナウイルス感染症対策の地方支部会議を開催しておりますので、そういった開催準備、さらにはまだ患者は発生していませんが、発生した場合は搬送などを事務部門でやろうということに取り組んでおります。

また、このほかにも保健所ごとに検討しながら取り組んでいまして、例えば奥州保健所におきましては、保健所の相談対応については企画管理課で最初に受けまして、軽微なものはそこで対応するし、またそういった相談のトリアージをして、少しでも負担の軽減を図ることになっております。

また、保健所内の体制でございますが、広域振興局、合同庁舎の中でも他の部から二、

三名程度事務部門などの職員を保健所に応援に出すことで、今は落ち着いておりますが、もし感染が発生した場合などにはそういった応援体制も合庁ごとに今組んでおります。

また、OBの配置につきましては、各保健所に配置いたしまして、主に相談対応等に当たってもらっているところでありまして、5月中旬以降配置しておりますが、やはり3月、4月ぐらいには内陸部とか県境の保健所などでは相談対応などに追われたことがございまして、こちらは現在改善されていると、そういった状況にございます。

○**工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監** HER—SYSについてでございます。HER—SYSは、御承知のとおり保健所を中心として医療機関あるいは都道府県、国などが連結したシステムでございます。実はこちらが試験的に導入されたのは4月末からございまして、岩手県では試験導入の段階から手を挙げて導入に向けて取り組んでまいりました。ただ、それが本格的に運用する前は、県等に入院等搬送調整班が設置されておりまして、そちらで独自に進めていた岩手県新型コロナウイルス感染者情報共有システムで運用しておりました。今度は新しいシステム、HER—SYSに運用を切りかえる段階になっておりまして、6月末をもってこちらの新しいHER—SYSに切りかえることで、今手続を進めているところでございます。

○**米内紘正委員** HER—SYSの運用に関しては、新しいシステムなのでどうしても最初はふぐあいとかいろいろ出てくるとは思いますが、徐々によくなっていくと思います。これから都道府県をまたいだ移動が出てくる中、やはり軌道に乗せていかなければいけないと思いますので、保健所の業務負担軽減のためにも、地元の医療機関、地域の医療機関と連携して運用が広がっていくようお願いいたします。

○**千田美津子委員** 2点お聞きをいたします。

一つは、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の精神疾患患者あるいは認知症患者がどのようなところに入院することになるのか、それらについてどういう手はずになっているのかお聞きをいたします。

○**菊池障がい保健福祉課総括課長** 精神疾患などの方が感染した場合の入院等の対応についてであります。先ほど吉田特命参事から御答弁をいたしましたとおり、患者の搬送先については二次保健医療圏における調整を基本といたします。その上で、精神疾患がありまして二次医療圏を越えて入院先の調整を要する場合には、精神科の分野などそれぞれの専門医師の助言をいただきながら、入院等搬送調整班において調整を行うこととしております。

それで、精神分野につきましてはさまざまなケースが想定されますけれども、具体的には例えば精神疾患がある方が感染症による症状が重くて身体的な治療を優先すべきと判断され、そして人工呼吸器による対応が必要な場合には対応可能な基幹病院を優先すること、あるいは精神疾患についてもきちんとした入院加療を要すると判断された患者につきましては双方の治療が可能な病院に搬送するといったことを、精神科分野の専門医師の助言をいただきながら個々の患者の症状に応じて対応することとしております。

○千田美津子委員 基本的には二次医療圏内で対応し、そこで対応できない場合は入院等搬送調整班による調整で対応していくということだと思いますけれども、他県ではそういう場合にどこに入院させるか、きちんとルールを決めているところがあるのですが、岩手県はその人個人の症状に応じてその都度対応するというようなことなのですね。そして、精神科の先生方もそれでいいということで対応されているということではないのでしょうか。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 岩手県においては、医療体制検討委員会におきまして、精神の分野でいいますと岩手医科大学の大塚先生に専門委員として入っていただいております。そこで議論を進めておりますが、やはり患者さんも個々の症状がそれぞれ違っていて、あらかじめ決めておくということではなくて、患者さんの症状を個々に見ながらきめ細かく対応していくところで検討が進んでおります。

○千田美津子委員 それでいいのかもしれませんが、国からの通達を見ると、障がい児者への医療の中で、精神科の入院患者だったり、認知症の患者だったりした場合もきちんとそれらの確保、連携の調整を行っておくようにということですが、岩手県では大塚先生が入った中で個々の対応が必要だということで、きちんとルール化されているということではないのですか。それから、認知症も同じ扱いではないのでしょうか。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 まさに大塚先生の御意見もいただきながら入院等搬送調整班で調整を図ることにしているところでございます。

それから、認知症患者さんにおきましても基本的には同様の対応になります。

○千田美津子委員 わかりました。いずれよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、二つ目ですけれども、前に聞いたかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症で学校が休業しましたね。そのときの子供たちの状況を確認していきたいのですが、放課後児童クラブに行った子供たち、あるいは学校で希望者を募ってそういう対応をしたところもあるようなのですが、3月時の対応はどうだったか、わかる範囲内でお知らせいただきたいと思ひます。

○中里子ども子育て支援室長 学校休業時の放課後児童クラブでお預かりした子供の人数ということでございますが、3月の臨時休業の際には、3月4日の時点で県内400カ所の放課後児童クラブにおきまして1万856人が午前中から放課後児童クラブを利用しております。

学校との連携、協力についてでございますが、こちらは一部の市町村におきまして教員を応援職員として確保、手伝っていただくことがございましたし、放課後児童クラブで学校の施設を活用したところもあると聞いております。

放課後児童クラブにつきましては、施設の面積などの事情から三密なのではないかということも言われておられて、国からも学校施設を活用するようにということもございますので、市町村の教育委員会と福祉部局とで連携を図って、学校施設も積極的に活用させていただきながら適切な対応をとれるように県からも通知をしているところでござ

ざいます。

○千田美津子委員 3月時点で400カ所の児童クラブで1万856人ですか。そうすると30人弱、二十数人ですよね。私も実際に放課後児童クラブに行って、どうだったのか聞いてきました。例えば90人の定員のところがあるのですけれども、そういうところは実際に来た子供たちは30人くらい、そして65人の定員のところは20人くらいの子供たちが来て、実際には親御さんたちがどうしても休めない、見るできない方に限るように協力要請をしたために、かなり協力をしてもらったと。それはすごくよかったなと思っているのですが、逆に学校で預かるよと言ったのに対して学校にはあまり希望がなかったということで、いろいろな遊び道具やさまざまな物がある放課後児童クラブに行きたいという子供たちが多くて、そちらに集中したということだったと思います。

それで、先ほど答弁のあった先生が手伝いに来てくれるとか、それから学校を利用して放課後児童クラブをやると、その辺は本当にうまく学校、県教育委員会との連携があり非常に素晴らしいことだと思います。

ただ、そこまでいったところはあまりなくて、例えば放課後児童クラブだと集会室があつて、ホールがあつて、小さな図書館があると、大体そんなことで65人学級、90人学級みたいな感じの中でやっているのです。ですから、一つの長テーブルに新型コロナウイルス感染症拡大前は10人くらい座って勉強していたのだそうです。それが新型コロナウイルス感染症拡大後は3人くらいにして、とにかく散らばるように職員が目配りして頑張ってきたと。だから、通常以上に職員が目配り、気の使い方が本当に大変だったという話を聞きました。ですから、余計地域や学校との連携がもっと必要だということを感じましたし、それから放課後児童クラブから言われたのは夏休みのことなのですが、学校のプールが使用禁止のようで、放課後児童クラブにかなりの子供たちが来るのではないかということです。定数どおりに来れば、90人の子供たちをどうやってやったらいいかということで、非常に悩んでいたのが現実です。

ですから、3月の検証をしっかりとやること、それから課題についてどうやっていったらいいか関係者が協議をしていくこと、それぞれの市町村だけに任せるのではなくて、県内ではこういうことで頑張りましたとか、三密を解消するためにこうしましたとか、そういう交流が求められると思うのですけれども、それらについてはどうなっているのでしょうか。やられているのでしょうか。

○中里子ども子育て支援室長 先ほど委員からもお話がありましており、先生の応援があった放課後児童クラブ、あるいは学校施設を活用したクラブはやはり一部でございます。これまでも岩手県学童保育連絡協議会からお話をちよくちよくお聞きしながら県内の学童の状況を把握してきているところがございますが、こちらから好事例を紹介するところまでは至っていませんので、今御提案いただきましたように、好事例を紹介するなどして、ほかの取り組まれていないクラブにおきましても学校施設等を利用して適正な運営がなされるように働きかけてまいりたいと思います。

○千田美津子委員 実は放課後児童クラブの運営は、市から委託されているとか、あとは団体とか、保護者とか、そういう状況ですから、連絡協議会があるとは思いますが、この新型コロナウイルス感染症の問題は、県内の全部の子供たちにかかわることでもありますし、第2波、第3波のことを考えると、学校が休業になることも予測されるわけなので、この対応をどうするのかは現実問題なのです。ですから、話を聞くこともあるのですが、先ほどいわて子どもプランの質疑もありましたが、全体にかかわって、岩手県の子供たちをどう安全に、どう守りながら育てていくかにつながりますので、そういった意味では積極的に、県教育委員会とも連携をとりながら対応をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○中里子ども子育て支援室長 放課後児童クラブにつきましては、共働き家庭の増加で非常に利用人数もふえてきているということで、本当に重要な役割を担っていると認識しております。そこで子供を安全に預かることは、市町村はもとより県におきましても大変重要な役割でございますので、十分認識をしながら積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○千田美津子委員 よろしくお願いたします。

それで、実は2月定例会でも放課後児童クラブ等の質問をしたのですが、そのときと今とまた状況が違って、新型コロナウイルス感染症がこういうふうになると、放課後児童クラブの施設が非常に狭いと言えらると思います。文部科学省は40人学級を崩そうとしないわけですが、放課後児童クラブはそれ以上に、90人学級と言えらるような状況になっています。施設の老朽化、狭いところの解消も含めて人的な体制もあり、三密を解消するため子供たちを分散させると、かなり多くの職員体制が必要になります。ですから、そういう部分では、これまでの基準よりももっと職員をふやしていくことが、新型コロナウイルス感染症の問題では必要になってくると思いますので、そういった部分の改善についてもぜひ対応をお願いしたいと思いますので、その点を聞いて終わります。

○中里子ども子育て支援室長 新型コロナウイルス感染症対策に関連した人的体制についてですが、放課後児童クラブの指導員につきましては、シフトの変更などにより既存の職員で対応した事業所もありますが、学校の先生あるいは新しく職員を確保した事業所もございます。指導員の確保が進まないことで運営に大きな支障を及ぼしたという報告は受けてはおりませんが、運営に大きな支障を及ぼすおそれがある場合には確保が必要だということで、本年度第2号補正予算におきまして、小学校の臨時休業に伴い午前中から放課後児童クラブを開所するために必要な人件費につきましては、運営費等の財政支援をする予算を県におきましても措置させていただいたところでもありますので、必要に応じて必要な人数が確保できるように市町村の支援をしてまいりたいと考えております。

○小林正信委員 抗原検査についてなのですが、岩手県でも今抗原検査を実施し

ているということで、例えば発熱外来とか地域外来・検査センターで行われているのか、概要を教えていただきたいと思います。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 抗原検査でございますが、これまでに実施されておりますのは、抗原検査とPCR検査の組み合わせが6件と、それから抗原検査単体でも結論が出るようになりましたので、それが18件になっております。

それで、実施されておりますのは、抗原検査単体ですと、ほとんどの場合は帰国者・接触者外来の医療機関でございます。それから、抗原検査プラスPCR検査もそうです、全て帰国者・接触者外来となっているところでございます。

○小林正信委員 検査キット等もある程度手に入りやすい状況になっているということで、やはり発熱外来とか地域外来・検査センターでも抗原検査が行われる状況にあるものと思うのですが、その部分は予定されているのかお伺いします。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 抗原検査を使うのか、PCR検査を使うのか、あるいは唾液によるPCR検査を使うのかといった部分は、各医療機関の医師の判断とさせていただいております。発熱外来なり地域外来・検査センターでいろいろな場合で、この場合は迅速に結果が欲しいので抗原検査をすとか、時間がかかってもいいけれども、精度の高い検査結果が欲しいのでPCR検査をすとか、そういった判断をお任せするべきと思っておりますが、いずれにしても抗原検査のキットは常に入手できますので、各医療機関あるいは地域外来・検査センターにお任せしていきたいと思っております。

○小林正信委員 キットは県で確保して使う場合は提供する、そういう形になるのでしょうか。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 これは、各医療機関が卸売業者に発注すれば、そちらから調達できる仕組みになっております。

○小林正信委員 先ほどもお話に出ましたけれども、唾液によるPCR検査、これはかなりウイルス発見の感度がよくて、また医療従事者の方も鼻の奥からとるよりも唾液でということだからかなり負担軽減につながるのかなと考えておまして、本会議でもお話がありましたけれども、唾液によるPCR検査の今の検討状況とか実施に向けての状況をお伺いします。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 唾液を用いたPCR検査につきましては、6月に実施いたしました新型コロナウイルス感染症の専門委員会におきまして、積極的に使って活用していくという方針が示されておまして、現在はもう活用されております。件数といたしましては、9件ほど既に実施されているところでございます。

ただ、唾液の感度は、喀たんと鼻咽頭のぬぐい液と3種類ございますけれども、その3種類の中ではやはり一番低いことになっておまして、あともう一つは発症から9日

まででないと感じ度が有効に機能しないということで、10日目以降は推奨されておられません。そういった留意点を踏まえながら使っていただくことになっております。

○**小林正信委員** 先ほどおっしゃったように、感度という部分もあったり、それから9日までということで、また唾液も凍らせることができないということ、また温度を一定に保って運ばなければならないという部分もあると伺っていましたが、唾液のPCR検査は県外の業者で行っているのでしょうか。それとも環境保健研究センターで行っているのか、どちらで行っているのでしょうか。

○**工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監** いずれでも実施しております。

○**小林正信委員** さまざま制約もあるところだと思うのですが、やはり医療に従事される方の負担軽減が必要なのかなと思いますので、唾液によるPCR検査の拡充をぜひともやっていただければと思います。

そして、政府が先月の19日から運用を始めた接触確認アプリなのですが、これは感染者に濃厚接触した方に対して通知が来るというアプリで、450万件以上ダウンロードされていると伺っているのですが、岩手県においては周知を行っていらっしゃるのかお伺いいたします。

○**工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監** 国が実施しております接触確認アプリ、COCOAというのですが、全国ではおとこの段階で481万ダウンロードだそうでございます。岩手県におきましては、現段階では積極的には周知をしておりますが、実を申しますと6月19日からスタートしたのですが、まだ試行版で動作が安定していないという実態もあるようでございます。それが1カ月たちますと本格運用になりますので、その段階で周知に力を入れていこうと考えているところでございます。

○**小林正信委員** 東京都での感染者がふえてきているということで、接触を追えるようなアプリ、今は試行段階ということだったので、ぜひ周知をやっていただきたいと思います。

次は、介護の部分で要介護認定の申請件数なのですが、3月以降全国的に大幅に介護認定の申請件数が減少したという時事通信の調査結果ですが、岩手県での申請件数の状況を教えていただければと思います。

○**小川長寿社会課総括課長** 要介護認定の申請状況についてでございますけれども、保険者のほうで状況を把握しておりまして、全県について県で集計はしていないところでございます。

ただ、盛岡市にお聞きしたところ、年によって波がありますけれども、新規の申請件数は、今年3月から5月の3カ月間で931件、月平均310件ほどということで、1年前の同じ時期に比べると、8件ほど減っている状況だとお聞きしているところでございます。

○**小林正信委員** 盛岡市は、それほど減っていないということで私も安心しましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響もあるのか、デイサービスに通われる方も少なかったり、経営もなかなか大変な部分があると考えます。そういったところに対する聞き取りとか支援もぜひ今後も行っていたきたいと思います。

また、通所サービスが行われなくなると高齢者の方の身体的能力の低下がやはり懸念されますので、新型コロナウイルス感染症と身体的能力の低下というリスク、これをいろいろ考えながらリハビリとかのサービスも滞りなく行っていただけるようお願いしたいと思います。

次に、妊産婦に対するオンライン相談なのですが、本会議でも取り上げられましたが、花巻市でも実施されていると。また、釜石市でもオンライン相談が予定されていると伺っているのですが、県内の各市町村の取り組み状況をお伺いします。

○**日向特命参事兼次世代育成課長** 妊産婦のオンライン相談の状況ですが、市町村から聞き取りをしたところ、既にオンライン相談を実施しているのが5市町村、今後予定をしているのが3市で、トータルで8市町村となっております。

○**小林正信委員** これは国の予算が下りてきて実施するということだと思うのですが、やはり今回の新型コロナウイルス感染症を前向きに捉えるというか、こういったオンライン相談は、今後全県でも必要になると思っております。例えば国の予算は多分1年くらいの限定なのではないかと思っておりますので、国の予算がなくても、オンライン相談を行っている市町村が継続して行えるように県が支援するとか、そういった部分もお願いできれば、妊婦さんがいつ、こういった状況にあっても、すぐにLINEなどオンラインで相談できるような体制が県内にも広がっていくと思うのですが、そういった部分のお考えをお伺いしたいと思います。

○**日向特命参事兼次世代育成課長** 先ほどの8市町村の内訳ですが、今年度実施を予定している3市につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って国庫補助が創設されまして、その制度を利用して導入すると聞いております。

それ以外の既に実施済みの5市町村につきましては、民間が実施をしております小児科オンライン、産婦人科オンラインなども活用してLINEで相談ができるというようなもののございますけれども、こういう取り組みもございますので、県としましても各市町村に事例を紹介するなどして取り組みを後押ししていきたいと思っております。

○**小林正信委員** やはりこういうコロナ禍を前向きに捉えていくというか、テレワークとかもそうなのでしょうけれども、そういった部分での取り組みを期待したいと思います。

あと、岩手県子どもの幸せ応援計画（2020～2024）（仮称）について少しお話ししたいのですが、先ほどもパブリックコメントでは大学生の方をもっと何かボランティアとして活用したらいいのではないかというお話もあったのですが、さまざまな

貧困対策をしていく上で、スクールソーシャルワーカーのお話もありましたけれども、ソーシャルワークできる人材が必要なのではないか、その人材育成という部分がもう少し盛り込まれていけばいいのかなという気がいたしました。この計画を担っていく人材、県立大学では社会福祉士をもっと重点的にふやしていくとか、先ほどの意見があったように大学生を現場にもっとボランティアとして行ってもらえるような取り組み、仕組みをつくるとか、子供の貧困にもっと積極的にかかわる人材をさらにふやしていくような取り組み、また財政的な支援も必要だと思います。今子ども食堂には財政的な支援がありますけれども、学習支援に対してそういう部分も必要だと思いますし、人材育成という観点もぜひこの応援計画に盛り込んでいただきたいと思いますのですけれども、その部分のお考えをお聞きしたいと思います。

○日向特命参事兼次世代育成課長 今委員から御紹介いただきました大学生につきましては、子供の学習支援であったり、子ども食堂、そういうところに参画をいただいております。

今回の岩手県子どもの幸せ応援計画（2020～2024）（仮称）の原案の段階でパブリックコメントを実施しましたが、その際に、現在も活用あるいは参画をしている大学生がこれからもかわり続けていくことが少し文言として読みづらいという御意見もありましたので、そのあたりは後退をさせることなく引き続き御協力をいただき、参画をいただくという趣旨で修正をしている部分もあります。あと人材育成についてはなかなか専門職を継続的に確保するというのは難しいかと思っておりますので、これからの課題として取り組んでいきたいと思っています。

○小林正信委員 岩手県ひとり親家庭等自立促進計画（2020～2024）でも、前にも調査委員会等でも議論になったのですけれども、民生委員にある程度地域の中ではお任せしているというお話もあって、民生委員への負担がかなり大きいのではないかと、何から何まで民生委員がやるということのようなので、地域の中でひとり親をもっとフォローできるような体制を各市町村でもつくっていかねばならないのではないかなと思います。各市町村の社会福祉協議会とか、NPOとかをもっと活用しながら、ひとり親に対する支援の情報を手に入れるというのはある程度民生委員にお任せして、その後のフォローまで民生委員にやってもらうというのは、かなり民生委員の負担が重いと思います。また、スキル等も民生委員は持っていないと思うので、そういった部分の強化も各市町村と連携してやっていかねばならないと思うのですけれども、地域におけるひとり親に対する支援の強化についてはどのようにお考えなのか伺います。

○日向特命参事兼次世代育成課長 地域での支援者の部分でございますけれども、今年度の当初予算におきまして、ひとり親家庭の総合支援を行うための予算を措置させていただいております。その中で、今お話のありました民生委員であるとか、あとは市町村の社会福祉協議会の生活困窮の窓口などの方々を対象に、スキルアップ研修だったり、その他連絡方法の伝達のやり方だったり、今ネットワークをつくりたいということで取

り組みを進めているところです。まだ具体化はされておられませんけれども、早急にそういうネットワーク化を図り、地域で発見、見守る、専門機関につなげるという体制をつくっていきたいと考えております。

○**小林正信委員** 伴走型の支援を強化していくということで、そうなるとやはり人材も必要になっていくという気がいたしますので、人材の強化に対する財政的な支援も今後必要になってくる。各市町村、また社会福祉協議会の生活困窮窓口も今コロナ禍もあって大変な状況だと思いますので、そういった部分の人的強化、体制強化もぜひやっていただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○**神崎浩之委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** なければ、これをもって本日の審査を終わります。

保健福祉部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、そのままお待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りします。

次回、8月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、PCR検査の実施状況等についてといたしたいと思います。

また、次々回、9月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、災害医療の取組についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。